青環第３０１号
平成１３年1月１０日

経済産業大臣　平沼　赳夫　殿

青森県知事　木　村　守　男

東通原子力発電所１・２号機新設に係る環境影響評価方法書
に関する環境の保全の見地からの意見について

標記について、電気事業法第４６の７の規定に基づき、環境影響評価法第１０条第１項の意見を別紙のとおり提出します。

今後、貴職が行う勧告におかれましては、本意見を十分勘案いただきますようお願いいたします。

東通原子力発電所1・2号機新設に係る環境影響評価方法書についての知事意見

東通原子力発電所1・2号機新設に係る対象事業実施区域には、ゴマシジミ等の重要な種が生息・生育しているほか、その周辺海域は、イカ、サケ、ヒラメ、ワカメ、アワビ等の好漁場となっていることから、これらの点を十分踏まえて環境影響評価を行うこと。

また、現在、対象事業実施区域の隣接地において、東北電力株式会社の東通原子力発電所1号機が建設中であることから、同社と適宜連絡をとり、その建設工事及び運転による影響についても考慮し、適切に環境影響評価を行うこと。

なお、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の作成に当たっては、図表の使用や専門用語の解説など住民等に分かり易い内容とするよう努めること。

1 対象事業の内容について

(1) 工事の具体的な内容が分かるように、準備書において、事業の内容に関する次の事項を図表を用いて明らかにすること。

ア 浚渫・掘削、埋立て及び土捨場の場所及び規模(土量等)

イ 土地の改変面積及び樹木の伐採面積

ウ 工事中の排水に係る仮設沈殿池及び配管系の洗浄排水に係る中和槽の場所及び規模

(2) 海面埋立面積の規模が必要最小限のものとなっているか、その妥当性を準備書において明らかにすること。

2 環境影響評価項目について

(1) 環境影響評価の実施中に、環境への影響について新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じ選定した項目等の見直し又は追加を行い、適正な環境影響評価を行うこと。

(2) 工事用資材等の搬出入や造成等の施工による一時的な影響について、動物や生態系に及ぼす影響についても環境影響評価を行うこと。

(3) バッチャープラントからの排水及び配管系の洗浄排水が海域の水質に与える影響について十分検討し、必要に応じて環境影響評価を行うこと。

3 調査、予測及び評価の手法について

(1) 共通事項

ア 調査地点及び予測地点の設定については、その根拠を準備書において明らかにすること。

イ 調査の期間及び時期については、適切な期間及び時期を設定し、その根拠を準備

書において明らかにすること。特にオジロワシ、ハヤブサ等猛禽類の調査については、対象事業実施区域周辺での分布状況を踏まえ、調査の期間及び時期が適切なものか検証すること。

ウ 予測の手法の選定に当たって、「事例の引用又は解析」としているものについては、その内容及び妥当性を準備書において明らかにするとともに、できる限り定量的な予測を行うこと。

(2) 大気質

ア 相当数の作業船などの船舶が長期間工事を行うことから、船舶から排出されるばい煙についても検討し、必要に応じその影響に係る項目について予測・評価を行うこと。

イ 工事中及び施設稼動後の資材等の搬出入に伴う大気質への影響については、交通経路及び交通状況並びに沿道付近の民家、文教施設等の存在を踏まえ、環境影響を回避・低減するよう十分検討し、予測・評価を行うこと。

(3) 騒音・振動

工事中及び施設稼動後の資材等の搬出入に伴う騒音及び振動については、交通経路及び交通状況並びに沿道付近の民家、文教施設等の存在を踏まえ、環境影響を回避・低減するよう十分検討し、予測・評価を行うこと。

(4) 水の汚れ

東通り海域の一部地点において、過去数年間の化学的酸素要求量が環境基準値に近接していることに鑑み、施設の稼動に伴う水の汚れについては、既存資料調査だけではなく、十分な現況把握を行った上で、予測・評価を行うこと。

(5) 温排水

温排水の影響については、調査地点の設定根拠を準備書において明らかにするとともに、以下の点を踏まえて適切に予測・評価を行うこと。

ア 温排水の拡散状況を算出する際は、防波堤設置後の流況が十分再現できるよう特に考慮して行うこと。

イ 流況の調査に当たっては、恒流や潮汐流の状況を適切に把握できるよう測定間隔や水深について十分検討すること。

(6) 動植物

ア 重要な種及び重要な群落については、既存文献調査の結果のほか、現地調査に基づいて選定すること。

イ オジロワシ等の希少な猛禽類については、営巣等繁殖状況について調査し、建設機械の稼動、発破工事及び工事用資材の運搬に伴う騒音、振動等の影響について検討し、必要に応じて予測・評価を行うこと。

ウ 海域に存在している藻場については、その重要性を認識した上で調査・予測を行い、藻場の消滅による影響をできる限り回避・低減するよう環境保全措置を十分検討する

こと。

エ　対象事業実施区域及びその周辺の海域は、サケ等の好漁場となっていることから、対象事業実施区域内の伊座崎川においてサケ等が遡上する場合は、工事に伴う影響について検討し、必要に応じて予測・評価を行うこと。

オ　対象事業実施区域及びその周辺の海域は、マス漁、ヤリイカ漁、サケ小型定置網漁業と周年にわたり操業しており、工事による濁水が遊泳動物に影響を及ぼすおそれがあることから、その影響について検討し、必要に応じて予測・評価を行うこと。

(7)　生態系

ア　土木工事による地下水の水位の低下により、重要な種の生育・生息の場になっている湿原に影響を及ぼすおそれがあることから、湿原の分布状況、その中の重要な種及び重要な群落について十分な現地調査を行った上で、その影響について検討し、所要の環境影響評価を行うこと。

併せて、環境保全のための措置についても十分検討すること。

イ　生態系の環境影響評価を実施するに当たっては、その精度を高めるため、「上位性」、「典型性」、「特殊性」の観点からの注目種を各1種類だけではなく、複数種を選定することについて検討すること。

(8)　景観

ア　眺望景観については、フォトモンタージュ手法だけでなく、視覚を通じて人々が直接感じる感覚的な影響に主眼を置いて予測・評価を行うこと。

イ　対象事業実施区域の前面海域においては、遊魚船等も航行していることから、前面海域からの景観についても予測・評価を行うこと。

(9)　人と自然との触れ合いの活動の場

東通村の人と自然との触れ合いの活動の場として、村営牧場や小田野沢・尻労漁港における釣りが考えられ、また、陸奥湾に面した海岸地域では海水浴場が存在していることから、これらについても考慮した上で、予測・評価を行うこと。